

平成 29 年度琉球大学法科大学院
法学既修者単位認定法律試験 問題冊子

1

民法〔全 450 点中 150 点〕

平成 29 年 3 月 18 日（土曜日）
9 時 30 分～11 時 00 分（90 分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、解答用紙 6 枚、下書用紙 2 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

問題（150点）

次の【事実1】を読んで〔設問1〕に答え、【事実2】を読んで〔設問2〕に答えなさい（利息や遅延損害金については検討する必要はない。）。

【事実1】

1. Yは、平成22年6月中旬、高校時代の友人Aから、Aが代表取締役を務めるB株式会社（以下「B社」という。）がX銀行から追加融資を受ける500万円の保証人になって欲しいと依頼され、当初は断っていた。しかし、Aから、数日にわたって何度も繰り返し頭を下げられ、B社の業績も順調だし、Aの義父で資産家のCも保証人になるので、Yに迷惑をかけることはないと言われたことを信じ、保証人になることを承諾した。
2. そこで、Yは、平成22年6月30日、B社のX銀行に対する500万円の借用証書（以下「本件借用証書」という。）の連帯保証人欄に署名押印して、X銀行との間で連帯保証契約を締結した（以下「本件保証契約」という。）。そして、同日、X銀行からB社に対する500万円の融資も実行された（以下「本件借入」という。）。なお、本件借用証書の連帯保証人欄は3つあり、Yが署名押印する時点で、既に、一番目と二番目の連帯保証人欄に、それぞれAの署名押印とC名義の署名押印がなされており、Yは、C名義のものはC自らが署名押印したものだと考えていた。
3. その後、B社は、本件借入の最初の弁済期である平成22年9月30日に不渡りを出して倒産するに至り、その頃Aも夜逃げして所在不明となった。なお、本件借用証書には、債務者が不渡りを出したときは当然に期限の利益を失い、債務者は直ちに残債務全額を弁済しなければならない旨の特約があった。
4. そこで、平成23年3月、X銀行が、Cを被告として本件借入につき保証債務の履行を求める訴えを提起したところ、Cから本件借用証書の保証人欄のC名義の署名押印はAが偽造したものであり、Cには保証意思はない旨の反論がなされ、審理の結果、Cの反論が認められて、X銀行の請求が棄却され、その後、X銀行が控訴したが、控訴が棄却され、平成27年3月頃X銀行の敗訴判決が確定した。
5. すると、X銀行は、Yに対し、平成27年9月10日到達の内容証明郵便により、本件借入の保証債務の履行として500万円を支払うよう催促した上、平成28年2月1日、Yを被告として本件借入につき保証債務の履行を求める訴えを提起した（以下「本件訴訟」という。）。

【設問 1】 以下の小問(1)及び(2)に答えなさい。

(1) Yは、本件訴訟において、本件保証契約は民法 95 条により無効である旨の抗弁を主張することを考えている。①本件においてYにどのような錯誤があるかについて事案に即して説明したうえで、②その錯誤によって本件保証契約が民法 95 条により無効となるか、錯誤の要件に関する判例法理を踏まえつつ論じなさい。また、③仮に無効となとした場合、無効となる範囲（契約全体か、その一部か、一部だとすればどの範囲か）についても検討し、結論と理由を簡潔に述べなさい。（70 点）

(2) Yは、本件訴訟において、本件保証債務につき 5 年間の商事消滅時効の抗弁の主張も検討している。①本件事案における消滅時効の起算点はいつか、②X銀行がCを被告として保証債務履行請求訴訟を起こしたことは、時効中断事由となるか、③X銀行がYに対して平成 27 年 9 月 10 日到達の内容証明郵便により催促したことは、時効中断との関係でどのような意義を有するか、それぞれ理由を付し、事案に即して簡潔に述べなさい。（30 点）

【事実 2】

1. Xは、平成 27 年 12 月 1 日、Aに対し、Xが所有していた建物（以下「本件建物」という。）を 1000 万円で売却した（以下「本件売買契約」という。なお、本件建物は借地上にあり、本件売買契約の目的物には建物の従たる権利である借地権も含まれ、この借地権の譲渡につき地主の承諾もあったものとする。）。本件売買契約では、契約締結日に、代金のうち 500 万円を支払うのと引き換えに、本件建物の引き渡しと移転登記を行い、残代金 500 万円は同 28 年 2 月 1 日に支払うという約定になっており、同日、Aは、Xに 500 万円を支払い、Xは、Aに本件建物を引き渡すとともに、本件建物につきAへの所有権移転登記がなされた。
2. Aは、同年 12 月 22 日、住居用建物を探していた知人のYに本件建物を貸して欲しいと頼み込まれ、Yに対し、本件建物を、賃料月額 8 万円、賃貸期間 2 年間の約定で賃貸し（借家契約）、同日、本件建物を引き渡した。なお、この際、Yは、XA間の本件売買契約の残代金 500 万円は来年 2 月 1 日に支

払う予定であることをAから聞いており、本件売買契約の残代金が未払いであることは認識していた。

3. その後、Aの資金繰りが苦しくなり、Aは、本件売買契約の残代金の支払い期限である平成28年2月1日に、Xに500万円を支払うことができなかった。

Xは、Aの経営状況が急激に悪化しているという噂を聞いていたことから、今後Aが残代金を支払う可能性はないと考え、Aに対し、残代金の支払を催告し、相当期間内に残代金の支払がなかったことから、本件売買契約を解除した（解除は有効）。そして、本件建物のA名義の所有権移転登記については、解除を原因として抹消登記がされ、X名義となった。

4. そこで、Xは、Aから本件建物の引き渡しを受けて本件建物に居住していたYに対し、所有権に基づく返還請求として、本件建物の明け渡しを求めた。

〔設問2〕

【事実2】 4におけるXの請求に対し、Yは、①民法545条1項ただし書の「第三者」として保護され、かつ、②Xに対抗できる借家権を有していると反論しようと考えている。この①及び②の反論が認められるかどうかについて、本件建物の所有権が現在、誰に帰属しているかということも検討しつつ、論じなさい。（50点）

以 上

平成 29 年度琉球大学法科大学院
法学既修者単位認定法律試験 問題冊子

2

刑法〔全 450 点中 100 点〕

平成 29 年 3 月 18 日（土曜日）
11 時 20 分～12 時 20 分（60 分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、解答用紙 4 枚、下書用紙 1 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

問題（100点）

次の【事例】につき、【設問】に答えなさい。

【事例】

甲（30歳の男性）は、仕事もせず、消費者金融からの借金を重ねてブラブラと遊び暮らしていたが、業者から返済をきつく迫られるようになり、いよいよ追い詰められた。そこで、タクシーの売り上げ金を奪うことを決意した。

某夜10時頃、甲は果物ナイフ（刃渡り約10センチメートル）を隠し持って適当なタクシーを探していたところ、パチンコ店の前で客待ちをしていたタクシーの運転手が女性であったため、これなら簡単に脅せそうだと考え、そのタクシーに乗ることにした。ところが甲が乗車しようとしたちょうどその時、遊び仲間の乙（23歳の女性）が通りかかり、一緒に遊びに行こうと言って強引にタクシーに乗り込んでしまった。甲は、困ったなと思ったが、女連れの方が運転手に怪しまれないだろうし、乙の素行の悪さは有名であったので乙には分け前をやって口止めすれば大丈夫だろうと思い直して、そのままタクシー運転手A（55歳の女性）に車を出すよう指示をした。

甲は、人気のない埠頭にタクシーを誘導し停車させた。Aが「料金は3500円になります。」と告げると、甲は後席に座ったまま、用意していた果物ナイフをいきなりAの首筋に突き付け、「俺は強盗なんだよ。金出せ。」などと語気鋭く言った。Aが怯えて車外に転がり出ると、甲もドアを開けて車外に出、前記ナイフを突き付けながら、「刺すぞ。金出せ。」などと言って脅した。一方、乙は、突然の甲の行為に驚いたが、すぐに甲の意図を了解し、協力するつもりで、反対側のドアから車外に出て勝手に見張りを始めた。乙のこの行為について、甲は最後までまったく知らなかった。また、乙が見張りをしている間に、通行人などは誰も通らなかった。

Aが怯えるばかりで自ら金員を差し出そうとしなかったもので、甲は、誰かに見られないうちにさっさと金を奪って逃げなければと思い、Aが死ぬかもしれないがそうなるも構わないという気持ちで、ナイフをAの胸部めがけて力を込めて1回突き刺した。すると、Aは「うーん。」とうめいて倒れ動かなくなった。甲は、車内にあった売上げ金4万円を見つけてポケットにねじ込むと、「行くぞ。」と乙に声をかけた。

このとき、乙はかねてから欲しいと思っていた腕時計をAがしているのに気

がつき、「私も腕時計をもらっちゃうからちょっと待って。」と甲に言い、甲は「じゃあ急げよ。」と答えた。乙は、倒れているAの腕から腕時計を外し、これを自分のポケットに入れると、甲とともに現場を立ち去った。

Aは胸部に肺にまで達する傷害を負っていたが、夜釣りをしようと埠頭を訪れた釣り人に発見され、病院で処置を受けたおかげで死亡は免れた。

〔設問〕

甲および乙の罪責について述べなさい。特別法上の犯罪には触れないでよい。

以 上

平成 29 年度琉球大学法科大学院
法学既修者単位認定法律試験 問題冊子

3

憲法〔全 450 点中 100 点〕

平成 29 年 3 月 18 日（土曜日）
13 時 15 分～14 時 15 分（60 分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、解答用紙 4 枚、下書用紙 1 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

問題（100点）

次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】

国政選挙の1票の較差是正に向けたA政党の政策検討チームの会議において、次のような意見があがった。すなわち、国会議員は、各都道府県の選挙区や後援団体などの利益を代弁する者ではなく、「全国民の代表」として行動することが求められているから、いわゆる「世襲」議員の数の増加傾向も合わせて是正すべきであろうというものである。

ここでいう「世襲」議員とは、国会議員が引退する際に、その子などの近い親族が親と同一の選挙区から立候補して当選した場合の当選議員をいう。「世襲」議員には、立候補時において、一般の新人候補者に比べて、後援会組織、選挙資金、地元での知名度等のメリットがあると言われている。A政党は、都市部を中心に議席を獲得しており、農村部を支持基盤とするB政党に比べて、「世襲」議員も3分の1程度にとどまっていることから、差別化を図る上でも、世襲候補者に政党として公認を与えないという制限ではなく、法律で「世襲」を明確に制限し、既得権益をすると公約に掲げることを、A政党の党大会で決定した。もっとも、政党A所属の「世襲」議員の1人であるCは、親の地盤を引き継ぐだけで、道路などの公共事業など、選挙区の便宜を継続して図っていくよう後援会組織などから期待されるだろうというが、自分はそのような政治活動をしてきたことはないと強硬に反論した。

その後、立候補が制限される「世襲」の範囲や対象となる選挙区の範囲等について検討が行われた結果、衆議院議員選挙について、次の案が法律案として国会に提出された。

法律案の内容は、以下のとおりである。

衆議院議員の配偶者及び三親等内の親族は、次の衆議院議員選挙において、当該議員が選出されている小選挙区及びその小選挙区を含む都道府県内の他の小選挙区から立候補することができない。また、政党は、次の衆議院議員選挙において、衆議院比例代表選出議員の選挙における名簿（当該政党の名称並びにその所属する者の氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位を記載した文書）に、当該政党に所属する衆議院議員の配偶者及び三親等内の親

族を記載することができない。

A 政党に所属する衆議院議員 D の子 E は、次の衆議院議員選挙では D が引退する意思を固めているため、A 政党の公認候補として自ら出馬しようとして、その準備を進めていた。

E は、この法律案には反対であり、憲法上の問題があると考えている。

〔設問〕

E の立場からの憲法上の主張と、これに対して想定される反論を簡潔に述べなさい。

以 上

平成 29 年度琉球大学法科大学院
法学既修者単位認定法律試験 問題冊子

4

商法〔全 450 点中 50 点〕

平成 29 年 3 月 18 日（土曜日）
14 時 30 分～15 時 00 分（30 分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、解答用紙 3 枚、下書用紙 1 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

問題（50点）

X株式会社の取締役であるAは、代表取締役ではないにもかかわらず「副社長」という肩書きでX社を代表してX社の財産をY株式会社に譲渡する売買契約を締結した。

X社はY社に対し、AはX社の代表取締役ではないことおよび売買契約を締結する権限がX社より与えられていないとして本件契約は無効と主張している。X社の主張が認められるか。

以 上

平成 29 年度琉球大学法科大学院
法学既修者単位認定法律試験 問題冊子

5

民事訴訟法 [全 450 点中 50 点]

平成 28 年 3 月 18 日 (土曜日)
15 時 05 分 ~ 15 時 35 分 (30 分)

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、解答用紙 3 枚、下書用紙 1 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

問題 (50 点)

X 1 ～ X 7 は、甲土地を共有している。この甲土地につき、Y が不実の所有権移転登記を取得していることが判明したとして、X 1 のみが Y を被告として、Y 名義の所有権移転登記の抹消登記手続を求める訴えを提起した。かかる訴えは、固有必要的共同訴訟ではなく、通常共同訴訟として適法であると解されている。その理由について説明しなさい。

以 上